

### 3-3. 指定検査機関

#### (1) 災害予防

##### 1) 指定検査機関における取り組み

浄化槽保守点検業者、清掃業者は災害発生後における被害状況の確認・対応を担う立場にある。加えて、浄化槽工事業者は復旧工事を実施する。これらの各業者が個々に被災した浄化槽への対応を進めることにより、情報の錯綜等の混乱が懸念される。

このような事態を避けるため、当該地域の指定検査機関は地方公共団体から住民の避難情報や仮設トイレの設置状況等の情報を受け、被災した浄化槽の状況把握の計画を立て、これに応じて指示を出す等、**必要に応じて各業者の対応を円滑にするための調整を図る**ことが期待される。また、**被災した浄化槽の被害情報、応急処置や復旧工事の内容及びその実施状況**について、対応を行った各業者より報告を受け、これらの情報を整理し、**各種情報を地方公共団体や浄化槽業界団体へ伝達**することが期待される。このような情報伝達を円滑に実現するため、下記の事項について災害発生前から取り組むこととする(表3-3-1)。

なお、本マニュアルで示す指定検査機関の取り組みの内容は、浄化槽台帳情報の伝達、法定検査に関する内容を除き「3-4. 浄化槽業界団体」と同一である。**指定検査機関と浄化槽業界団体の役割分担については事前に協議し明確にしておく**ことが求められる。

本節に記載の図表は「8-8. 第3章の図表集」に整理されているので、併せて活用いただきたい。

表3-3-1 指定検査機関における検討・実施事項

☑欄	No.	内容
	①	自ら被災した場合に、その被害を最小限に抑え、業務を継続または可及的速やかに再開させるための <b>事業継続計画 (BCP:Business Continuity Plan) を策定</b> する。
	②	緊急時における連絡網の作成等、 <b>機関内外の連絡体制を確立</b> しておく。
	③	被災した浄化槽への <b>応急対策に用いる資材等を備蓄</b> し、転倒・浸水しないよう保管する。
	④	発災時に浄化槽の被害調査でどのような情報を収集すべきなのか、災害応急対策や災害復旧・復興のタイミングで何を実施するのか、 <b>各主体間で共有すべき情報の内容について検討し明確にする</b> 。
	⑤	地方公共団体等との間で協定を締結した場合、協定どおりに実行できるかどうか締結後も <b>定期的に訓練・検証</b> する。

## 2) 災害予防の具体的な内容

### a) 災害予防における連携体制の構築

災害時においては、災害発生後の混乱、情報の錯綜を回避するため、当該地域の被災した浄化槽への対応に関して、その情報を集約・管理し、地方公共団体と浄化槽関連業者との連絡調整を図り、必要に応じて作業担当者に指示を出す等、**災害対策の情報管理に関する中心的役割を担う組織が地方公共団体とは別に必要**となる。このような役割を担う組織としては、**指定検査機関ならびに浄化槽業界団体が想定**される。また、こうした体制について**地方公共団体、指定検査機関、浄化槽業界団体の三者間で明確な共通認識を持つこと**に加え、実働部隊となる保守点検業者、清掃業者、工事業者や地域住民にも予め周知され、情報伝達の円滑化を図ることが求められる。

これらを踏まえ、指定検査機関と他主体とで連携することが求められる内容は以下のとおりである(表3-3-2、表3-3-3、図3-3-1、図3-3-2)。

表3-3-2 災害予防において指定検査機関が他主体に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	①	必要に応じて <b>地方公共団体あるいは浄化槽業界団体等と協定を締結</b> する等、災害時における <b>浄化槽の被害状況の把握や、応急処置・復旧への協力等に関する連絡網の作成等、情報伝達の体制を確立</b> し、これに基づいた情報伝達を行う等、定期的に内容を確認する。
	②	災害発生時において円滑に対応するため、地方公共団体、浄化槽業界団体、保守点検業者、清掃業者等を交え、連絡網を用いた情報伝達を定期的に行う等、 <b>定期的な訓練の実施について検討</b> するとともに内容を確認する。
	③	保守点検業者や清掃業者、工事業者等に対し、 <b>本マニュアルの周知</b> を図る。
	④	保守点検業者や清掃業者、工事業者等に対し、前述1)④で検討した、 <b>発災時の浄化槽被害調査において確認すべき項目について伝達</b> する。
	⑤	発災時に浄化槽の <b>応急対策や復旧に必要な物資</b> (代替ブロワ、薬筒、消毒剤、マンホール蓋、その他の消耗品)について <b>保守点検業者等の所有数を把握</b> し、全体としてどの程度の量数が確保できているのかを把握し、 <b>地方公共団体に伝達</b> する。
	⑥	被災した浄化槽における被害状況の把握や応急処置、ならびに復旧等の対応に要する車両について、都道府県知事または都道府県公安委員会に対して <b>緊急通行車両としての事前登録</b> のため、必要に応じて届け出を行う。

表 3-3-3 災害予防において他主体が指定検査機関に働きかける項目

欄	No.	内容
	⑦	表 3-3-2 ①と同様に、地方公共団体や浄化槽業界団体は指定検査機関と協定を締結する。
	⑧	保守点検業者は発災時に浄化槽の応急対策や復旧に必要な物資(代替ブロワ、薬筒、消毒剤、マンホール蓋、その他の消耗品)の所有数について伝達する。
	⑨	地方公共団体は、台風接近中など、豪雨災害の発生が想定される段階で指定検査機関や浄化槽業界団体に対し災害対応に協力可能な状況にあるか確認する。

また、災害時は各組織・団体ともに平常時と同様には機能しない場合もあるため、各組織において連絡調整を行う担当者を2名程度予め決定しておく。さらに、固定電話、ファクシミリ、携帯電話等の情報網が不通となる可能性が高いため、これに備えて電子メール、災害用伝言板、その他複数の連絡手段を検討し、情報伝達の確実性の向上を図る。

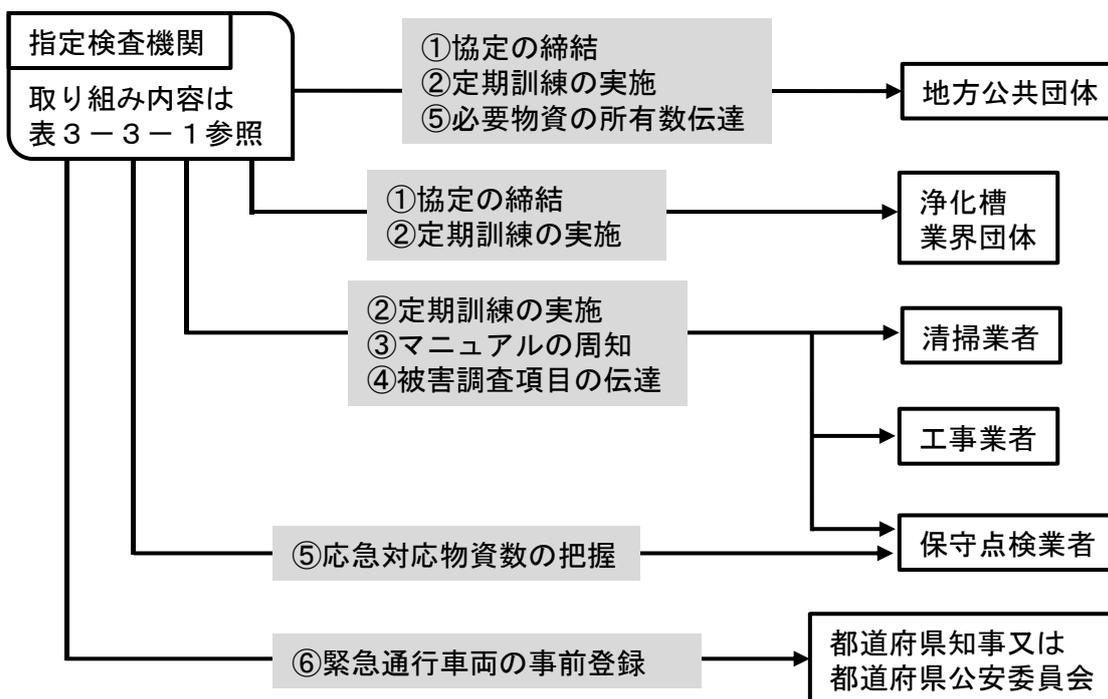


図 3-3-1 災害予防において指定検査機関が働きかける主体と検討項目の概要 (①～⑥は表 3-3-2 対応)

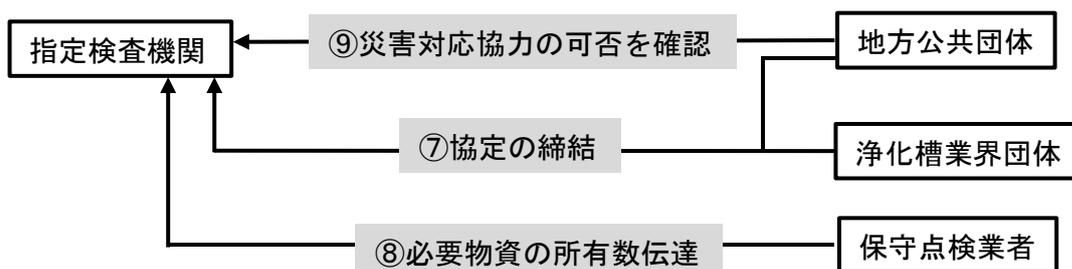


図 3-3-2 災害予防において指定検査機関に働きかける主体と検討項目の概要  
(⑦～⑨は表 3-3-3 対応)

## b) 協定の締結

本節 2) a)で述べた対応業務にかかる連絡体制を有効に機能させるため、また、災害時における浄化槽の被害状況の把握や、応急対応・復旧への協力等に関する連絡体制を確立するため、必要に応じて指定検査機関、地方公共団体、浄化槽業界団体等において協定を締結する。

協定は、災害時の浄化槽への対応に関して明確な協力体制を示す内容であることが求められる。参考として、災害協定のひな形を「8-1. 災害時における応援協定のひな形」に示しているため参照のこと。

- ①協定の名称
- ②協定の目的・趣旨
- ③協定書に用いる用語の定義
  - ・「災害」、「協力」もしくは「応援」など、各用語が表す範疇
- ④協力要請の体系
  - ・地方公共団体（都道府県または市町村）がどの組織（浄化槽の指定検査機関、保守点検業者、清掃業者、工事業者、その他の業者、またはそれらの業界団体、等）に対して、どのような場合（災害発生時、または必要とされる場合等）に協力を仰ぐか
- ⑤協力要請の手続き
  - ・文書の取り交わしをもって正式依頼とするか、口頭または電話連絡等で正式依頼とするか
  - ・依頼に際して明示すべき事項（被災した施設名もしくは市町村名、協力の要請内容、その他）
- ⑥協力する作業内容もしくはその取り決め方法
  - ・被害状況の実態把握、汚泥（災害規模により、海水、瓦礫、ヘドロを含む場合あ

り)の収集運搬、堆積土砂等の収集運搬、浄化槽周辺の消毒作業、その他の復旧作業等、協力要請された組織がどの作業を受け持つか

- ・上記が明示できない場合は、その業務の範疇を決定する方法

#### ⑦作業の進め方

- ・作業人員、必要機材または車両、その他の物資の手配の方法
- ・作業の指示系統

#### ⑧作業報告

- ・報告の義務
- ・報告先（都道府県または市町村、もしくはその両方）
- ・報告の体裁（文書）
- ・報告事項

#### ⑨経費負担

- ・作業に伴い発生する経費をどこで（住民・管理者、市町村、協力した組織）、どの程度（全額、折半、一定割合等）負担するか
- ・上記が明示できない場合は、その負担額の決定方法

#### ⑩損害賠償

- ・協力した組織の作業員が、作業を行う過程で被った損害（死亡、負傷、疾病等）に対する賠償の方法

#### ⑪連絡窓口

- ・地方公共団体ならびに協力を依頼された組織の連絡窓口

#### ⑫補足事項

#### ⑬協定の適用期間

なお、協定の締結に際しての留意点は、

- ・災害協定を締結する場合は、地方公共団体と指定検査機関や浄化槽業界団体等が協議し、あらかじめ**有償、無償等を決定**する。有償救援の場合は、どの主体が負担するのか、無償救援とする場合は、いつまで無償とするか等、**期間を設けることを検討**する(例えば支援開始日より14日間は無償、それ以降は有償とする等)。
- ・発災時は停電により電話が使用できないなど**情報伝達ができない事態も起こり得る**ため、災害対応においてはいくつかの地区割りを行い、地区ごとに**指定検査機関や浄化槽業界団体等がある程度は独自の判断で行動ができるような体制作りを検討**することが望ましい。
- ・指定検査機関や浄化槽業界団体等が地方公共団体との間で協定を締結した場合、**協定どおりに実行できるかどうか締結後も定期的に訓練・検証**していくことが望ましい。

### c) 浄化槽管理者台帳の情報の取り扱い

地方公共団体が整備する浄化槽管理者台帳は、日常の維持管理のためだけでなく、被害状況の把握をはじめとした災害時の情報の基礎としても有用である。指定検査機関が地方公共団体より台帳情報について提供を受ける場合は、必要に応じて**個人情報保護に関する取り交わし**を行う。

### d) 浄化槽に関する作業を行うための車両の取り扱い

災害後、当面の間は道路の混雑が予想される。その際、救急車、消防車等の緊急自動車に次いで、給水車、食料・衣類等の支援物資、あるいは廃棄された家財等の運搬車両の通行が一般車両より優先される。これらに加えて、浄化槽の復旧に活用される点検車両も一般車両より優先的に通行できるよう、**緊急通行車両として事前に登録**されることが望ましい<sup>【参考文献④】</sup>。ただし、事前の登録は対象となる車両所有者の届け出を要する。

### e) 備蓄品（代替ブロワ、薬筒、消毒剤、マンホール蓋、その他の消耗品）の整備

被災した浄化槽への被害が軽微であった場合、消耗品やその他の部材を補充することで、通常またはそれに近い運転が可能な状態に回復する場合がある。このような状況に対応するため、**浄化槽に関する備蓄品**として、汎用ブロワ（40、60、80、100、120～L/分等、風量を数段階）、薬筒、消毒剤、マンホール蓋（φ450mm、600mm）、身分証明用品、各種記録用紙、仮設トイレ、マンホールトイレ等を複数整備し、保管しておく。

なお、備蓄品の保管は地方公共団体のみならず、保守点検業者または指定検査機関等、複数で担うことがリスクの分散に繋がる。このため、どの組織がどの程度の備蓄品を保管するか、事前に取り決めることが望ましい。

## (2) 災害応急対策

### 1) 災害応急対策における連携体制

災害発生後の浄化槽に関する対応業務は、以下の 3 つ段階に区分される<sup>【参考文献⑤、⑥】</sup>(図 3-3-3)。

#### 1. 住民等による「状況確認」

状況確認:住民(浄化槽管理者・設置者・使用者)による自宅の水洗トイレならびに浄化槽に関して、当面の使用の可否を住民自ら大まかに判断

#### 2. 保守点検業者による「詳細確認」・「応急処置」

詳細確認:保守点検業者が浄化槽ならびにその付帯設備の被害状況を確認する行為

応急処置:「詳細確認」により明らかとなった被害状況を踏まえて、所期の性能を回復させるため、あるいは大規模な事故の発生を未然に防ぐために実施するための応急的な対応

#### 3. 工事業者が行う「復旧工事」

復旧工事:「詳細確認」ならびに「応急処置」の結果、所期の性能の回復に際して必要と判断された場合の改修作業

なお、住民による「状況確認」の参考となるよう、指定検査機関の**ホームページ等に浸水時の浄化槽の使用判断に関する情報を掲載**することが望ましい。

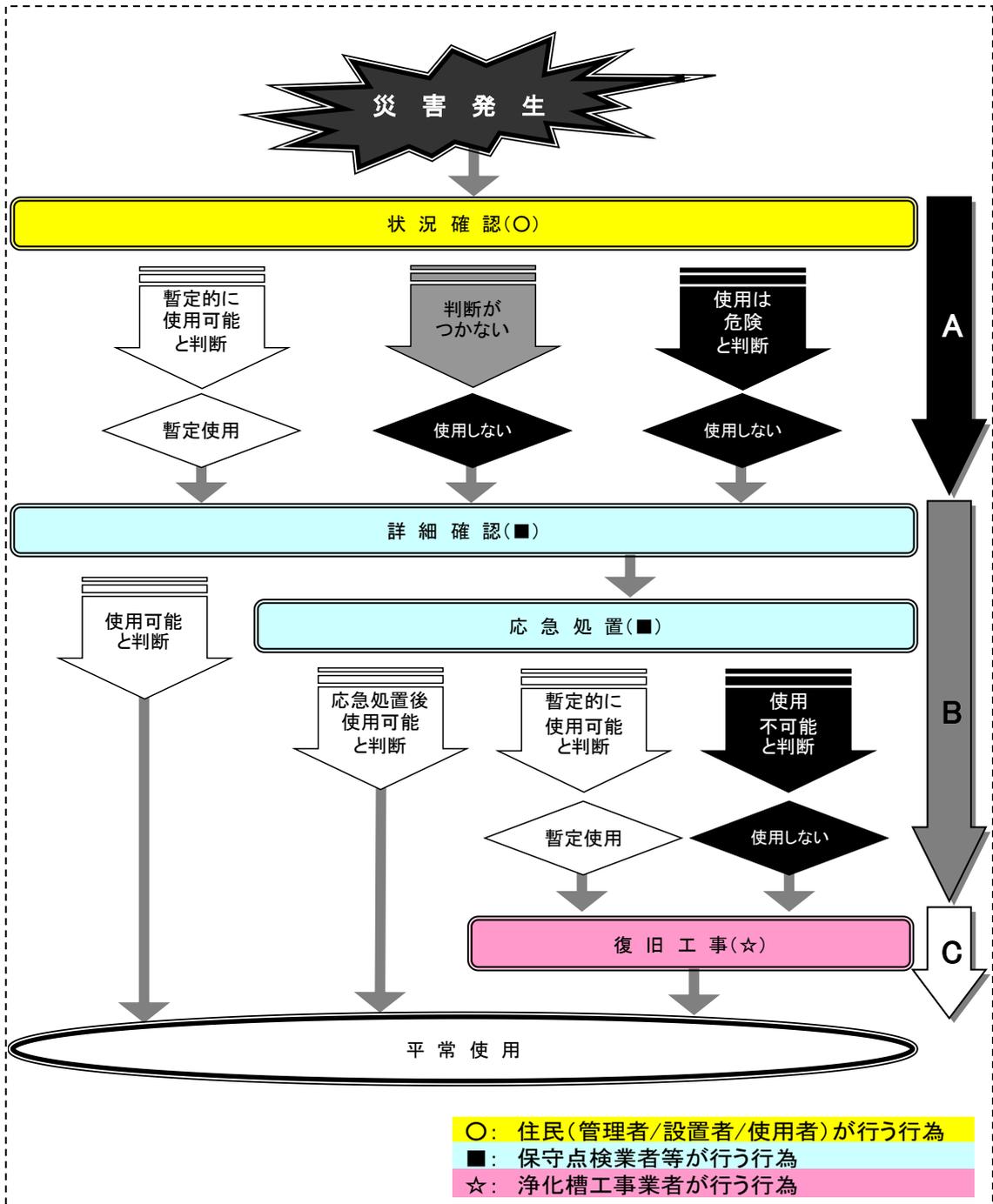


図 3-3-3 災害発生後の対応業務の例

### a) 「状況確認」の結果に関する情報伝達

「状況確認」の結果、得られた情報に関して、指定検査機関および浄化槽関係者における情報伝達ならびにその活用は、概ね表3-3-4、表3-3-5、図3-3-4、図3-3-5のように想定される。

表3-3-4 災害応急対策（状況確認）において指定検査機関が他主体に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	①	地方公共団体に対し、被災した浄化槽の対応方法についてメール等で情報共有する。
	②	保守点検業者より受けた浄化槽被害（「状況確認」）に関する情報（表3-3-5⑦）を整理し、地方公共団体や浄化槽業界団体と共有する。
	③	保守点検業者に対し、表3-3-5⑥に基づき仮設トイレの設置状況や住民の避難状況に関する情報伝達を行う。

表3-3-5 災害応急対策（状況確認）において他主体が指定検査機関に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	④	地方公共団体は災害協定に基づき、指定検査機関に対して被災浄化槽への技術的な支援を要請する。
	⑤	地方公共団体は浄化槽が被害を受けた、あるいは受けていると考えられる区域についての情報を指定検査機関に提供する。
	⑥	地方公共団体は指定検査機関に対し、仮設トイレの設置状況や住民の避難状況に関する情報伝達を行う。
	⑦	保守点検業者は住民より連絡を受けた「状況確認」の内容を指定検査機関に報告する。

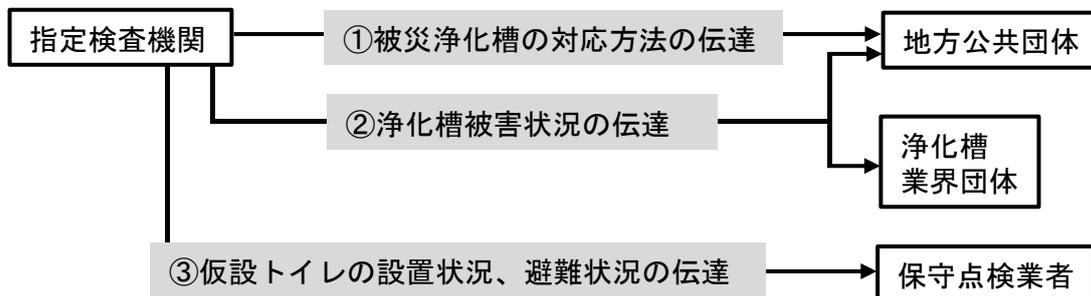


図 3-3-4 災害応急対策（状況確認）において指定検査機関が働きかける主体と検討項目の概要（①～③は表 3-3-4 対応）

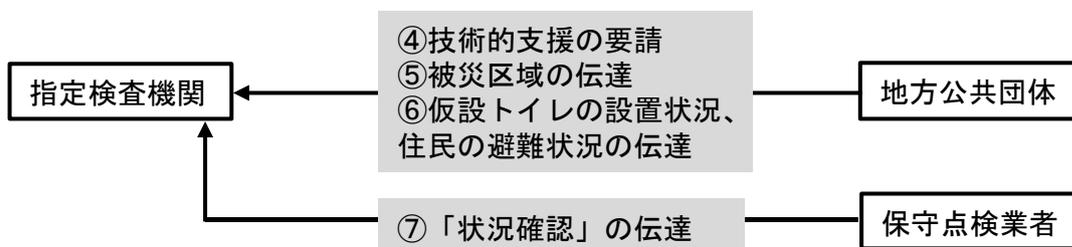


図 3-3-5 災害応急対策（状況確認）において指定検査機関に働きかける主体と検討項目の概要（④～⑦は表 3-3-5 対応）

### b) 「詳細確認」・「応急処置」の結果に関する情報伝達

「詳細確認」・「応急処置」（下記2）参照）の結果、得られた情報に関して、指定検査機関と浄化槽関係者における情報伝達ならびにその活用は、概ね表 3-3-6、表 3-3-7、図 3-3-6、図 3-3-7 のように想定される。

表 3-3-6 災害応急対策（詳細確認・応急処置）において指定検査機関が他主体に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	①	保守点検業者より報告を受けた「詳細確認」ならびに「応急処置」の内容と結果（表 3-3-7 ④）について整理し、地方公共団体および浄化槽業界団体へ、可及的速やかに報告する。
	②	保守点検業者に対し、表 3-3-7 ③における仮設トイレの設置状況や住民の避難状況に関する追加の情報伝達を行う。

表 3-3-7 災害応急対策（詳細確認・応急処置）において他主体が指定検査機関に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	③	地方公共団体は指定検査機関に対し、 <b>仮設トイレの設置状況や住民の避難状況に関する追加の情報伝達</b> を行う。
	④	保守点検業者は、「 <b>詳細確認</b> 」ならびに「 <b>応急処置</b> 」において被災前と同様な機能の回復には <b>大規模な改修が必要と判断</b> された場合（水流により地面が削られて浄化槽本体の露出、浮上、流出、破損あるいは配管が露出する等）は、その旨を指定検査機関に伝達する。

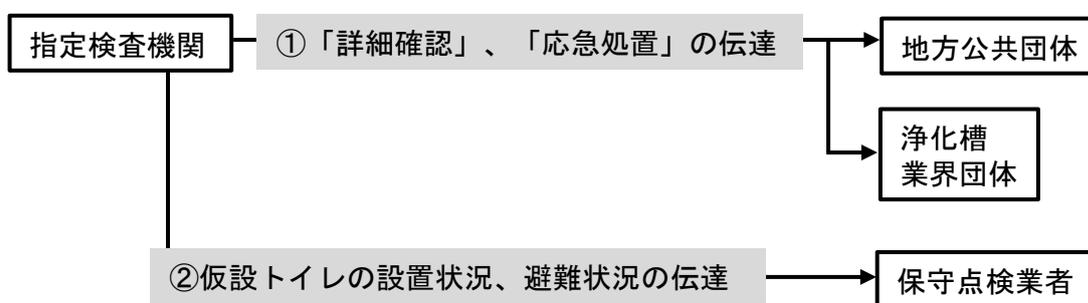


図 3-3-6 災害応急対策（詳細確認・応急処置）において指定検査機関が働きかける主体と検討項目の概要（①、②は表 3-3-6 対応）

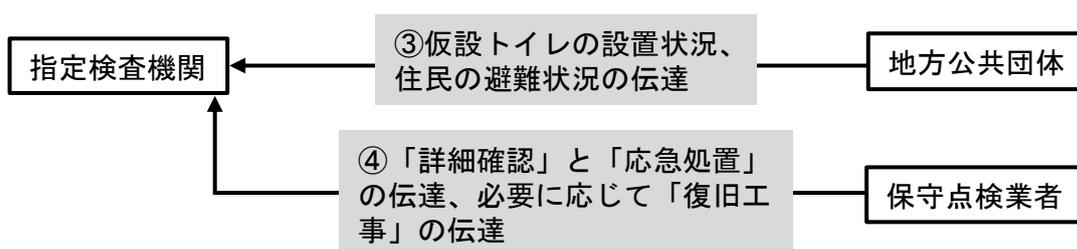


図 3-3-7 災害応急対策（詳細確認・応急処置）において指定検査機関に働きかける主体と検討項目の概要（③、④は表 3-3-7 対応）

## 2) 「詳細確認」ならびに「応急処置」について

この「詳細確認」ならびに「応急処置」は、**原則的に浄化槽管理者と契約している保守点検業者が担う**こととする。ただし、保守点検業者が被災して対応が困難な場合は、指定検査機関等、浄化槽に関する専門的知識を有する技術者が行うことが望ましい。以下に「詳細確認」ならびに「応急処置」の内容を示す。

### a) 「詳細確認」

#### ・「詳細確認」の内容

「詳細確認」では、「状況確認」において未確認の槽内部や管渠設備等に関して確認を行う。ただし、災害の規模や実施時期により、電気や水道等が利用できないことを想定し、目視確認を中心とした内容にとどまる。この「詳細確認」ならびに「応急処置」に用いるチェックシートを図3-3-8に示す【参考文献②、③、⑤、⑥、⑨、⑩】。

これに併せて、被害状況を適宜撮影し、これらの写真を添付して状況の判断材料の一つとして活用する。また、「状況確認」において、暫定的に使用可能と判断されなかった施設を優先して「詳細確認」を実施する。

なお、災害規模が大きく、「詳細確認」を要する浄化槽が甚大な数となる等、対応の効率化が求められる場合がある。このような場合は図3-3-8の詳細確認・応急処置用チェックシート1枚目(概要)のみに記載し、2枚目(詳細)の記述は可能な範囲で行うよう、柔軟に運用する。

#### ・留意事項

「詳細確認」にあたって、まず住民等により事前に実施された「**状況確認**」の結果を確認する。その際、「状況確認」での未確認事項が存在する場合や、余震等その後の変化により「状況確認」時とは異なる状況となっている場合があることに留意する。

住民等より「**状況確認**」の連絡がない場合は、**著しい被害が認められないか、もしくは住民等が住居に戻っていない場合**が想定される。このような場合は、「詳細確認」を優先的に実施する必要性は低いため、**災害発生後の初回の保守点検時において、通常の保守点検と併せて「詳細確認」を実施**することが望ましい。また、作業担当者の安全を第一とし、危険を伴う作業は実施しないよう十分配慮する。さらに、安全確保のためには、原則的に2名以上で作業にあたることを望ましい。一方、家屋や建屋に対する被害が著しい場合は、敷地内の瓦礫等を撤去するため、重機が用いられる。その際、浄化槽の上部に重機が乗り上げることにより、浄化槽が破損した事例が認められた。これを回避するため、必要に応じて瓦礫撤去の作業担当者に向けた立札を立てる等の対策を実施する。

浄化槽保守点検業者用「詳細確認」・「応急処置」チェックシート

整理番号: \_\_\_\_\_

1. 基本情報			
コード番号		ID 番号	
調査日時	年	月	日 ( <input type="checkbox"/> AM ・ <input type="checkbox"/> PM 時 分 )
管理者(使用者)名称	様		
設置場所	市・町・村		
管理者連絡先	TEL/FAX:	—	—
	E-mail:		@
	その他:		

2. 浄化槽について			
メーカー名		型式名	
		処理対象人員	

3. 作業担当者について			
調査員の所属			
調査員の氏名			
連絡先			

4. 調査時における所在地の情報	
被害の要因	<input type="checkbox"/> 地震、 <input type="checkbox"/> 津波、 <input type="checkbox"/> 浸水害、 <input type="checkbox"/> 洪水、 <input type="checkbox"/> その他 ( )
居住の状況	<input type="checkbox"/> 居住、 <input type="checkbox"/> 予定有り( 月 日 頃)、 <input type="checkbox"/> 予定無し、 <input type="checkbox"/> 不明
建屋の状況	<input type="checkbox"/> 被害無し、 <input type="checkbox"/> 被害有り( )、 <input type="checkbox"/> 不明
電気の復旧状況	<input type="checkbox"/> 通電、 <input type="checkbox"/> 停電、 <input type="checkbox"/> 未確認、 <input type="checkbox"/> その他( )
水道の復旧状況	<input type="checkbox"/> 通水、 <input type="checkbox"/> 断水、 <input type="checkbox"/> 未確認、 <input type="checkbox"/> その他( )

5. 応急処置について			
応急処置の必要性	<input type="checkbox"/> 不要、 <input type="checkbox"/> 完了、 <input type="checkbox"/> 未遂		
応急処置の実施状況(予定含む)			
状況	応急処置の内容	完了	実施予定日
<input type="checkbox"/> 漏水、 <input type="checkbox"/> 閉塞	[略図等]	<input type="checkbox"/>	月 日頃
<input type="checkbox"/> ばっ気停止		<input type="checkbox"/>	月 日頃
<input type="checkbox"/> 未消毒		<input type="checkbox"/>	月 日頃
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	月 日頃
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	月 日頃
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	月 日頃

使用の可否	<input type="checkbox"/> 平常使用可能、 <input type="checkbox"/> 暫定使用可能、 <input type="checkbox"/> 使用不可(仮設トイレの設置 有・無・必要)
-------	--

図 3-3-8 (1) 詳細確認・応急処置用チェックシートの例 (1 枚目)

※「被害の有無」、「被害の内容」、「応急処置」の各欄において、該当する事項に○印を付ける。

被害状況の判断材料となる写真を適宜撮影し、本シートに添付する。

6. 被害の詳細				
項目	被害の有無	被害の内容	応急処置	写真No.
▼(1)設置箇所及びその周辺				
①地山	有・無・未確認	地割れ・土砂崩れ・地盤の沈下／隆起・液状化	不要・完了・未遂	
②埋戻し部分	有・無・未確認	液状化・陥没・流失	不要・完了・未遂	
[その他の被害／備考／略図等]				
▼(2)管渠設備				
①流入管渠・弁	有・無・未確認	破損・接続不良・土砂の堆積	不要・完了・未遂	
②放流管渠・弁	有・無・未確認	破損・接続不良	不要・完了・未遂	
③ポンプ槽	有・無・未確認	破損・接続不良・土砂の堆積	不要・完了・未遂	
④ポンプ槽	有・無・未確認	揚水機能障害	不要・完了・未遂	
[その他の被害／備考／略図等]				
▼(3)ブロウ				
①ブロウ本体	有・無・未確認	流失・冠水・作動不良	不要・完了・未遂	
②送気管	有・無・未確認	破損・接続不良	不要・完了・未遂	
③電気設備	有・無・未確認	通電不良	不要・完了・未遂	
[その他の被害／備考／略図等]				
▼(4)スラブ				
①スラブ	有・無・未確認	流失・破損・沈下・隆起・傾き	不要・完了・未遂	
②嵩上げ管	有・無・未確認	破損・変形・接続不良	不要・完了・未遂	
[その他の被害／備考／略図等]				
▼(5)浄化槽本体				
①槽本体	有・無・未確認	沈下・浮上・水平狂い	不要・完了・未遂	
②槽本体	有・無・未確認	漏水・雨水／土砂／海水／油脂類／瓦礫 流入	不要・完了・未遂	
③槽本体	有・無・未確認	破損・変形	不要・完了・未遂	
④点検口	有・無・未確認	蓋消失・破損・変形	不要・完了・未遂	
⑤流入管接合部	有・無・未確認	破損・変形・接続不良	不要・完了・未遂	
⑥放流管接合部	有・無・未確認	破損・変形・接続不良	不要・完了・未遂	
⑦隔壁・バツフル等	有・無・未確認	破損・変形	不要・完了・未遂	
⑧槽内の汚水配管	有・無・未確認	破損・変形・接続不良	不要・完了・未遂	
⑨槽内の空気配管	有・無・未確認	破損・変形・接続不良	不要・完了・未遂	
⑩ろ材・接触材・担体	有・無・未確認	接触材の破損・ろ材／担体の流失	不要・完了・未遂	
⑪消毒装置	有・無・未確認	消毒機能障害	不要・完了・未遂	
[その他の被害／備考／略図等]				
▼(6)その他				

図3-3-8(2) 詳細確認・応急処置用チェックシートの例(2枚目)

## b) 「応急処置」

### ・「応急処置」の内容

「詳細確認」により明らかとなった被害状況を踏まえて、所期の性能を回復させるため、あるいは大規模な事故の発生を未然に防ぐために実施するための応急的な対応を、「応急処置」とする。「**応急処置**」は「**詳細確認**」を実施した後、**速やかに行われることが望ましい**。

「応急処置」の内容として考えられる作業を、以下に例示する。また、東日本大震災において実際に行われた応急処置の事例を「8-3. 東日本大震災における応急処置の事例」に示す【参考文献⑤、⑥、⑨】。

- 槽内、管渠内等に堆積した土砂等の除去
- 破損もしくは流失したマンホール、点検升等の蓋の補修、交換、代替品の設置
- 破損した空気配管、汚水配管、嵩上げ管、隔壁等の補修、バイパスの設置
- 破損もしくは流失したブロワ基礎の補修、代替品の設置
- 冠水もしくは破損したブロワの掃除、乾燥、補修、代替品の設置
- 設定に不備の認められたブロワ制御用タイマー等の再設定
- カバーの破損した電気ケーブルのテーピング
- 越流せきの調整
- 散気管等への送風量の調整
- 流失した消毒剤の補充
- 破損もしくは流失した薬剤筒の補充、交換
- その他

応急処置を実施した場合、その内容を「詳細確認」に用いたものと同一の詳細確認・応急処置用チェックシート(図3-3-8参照)に記入する。

### ・「応急処置」に用いる工具・資材

「詳細確認」を実施した後、速やかに「応急処置」を行うためには、「応急処置」に必要な工具や資材等を予め持参しておく必要がある。これらに用いる代表的な工具や資材の例を表3-3-8に示す。これらの工具・資材は備蓄品と同様に保管することが望ましい。

表 3-3-8 応急処置に用いる工具・資材の一例

応急処置用工具・資材リスト	
<p>■浄化槽補修用■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原材料               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポリエステル樹脂</li> <li>・硬化剤</li> <li>・ガラスマット</li> <li>・アセトン</li> <li>・離型剤(ワックス等)</li> <li>・塩ビ管、継手(直径13~25mm)、接着剤</li> <li>・補修用パテ</li> <li>・コーキング剤</li> </ul> </li> <li>○ 用具               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴム手袋</li> <li>・サンドペーパー</li> <li>・ディスクグラインダ</li> <li>・ウエス</li> <li>・ウールローラー</li> <li>・計量器具</li> <li>・塩ビカッター等 工具類</li> </ul> </li> </ul>	<p>■交換・補充用■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ブロワ 吐出風量 30~120L/分程度</li> <li>○ 消毒剤</li> <li>○ 薬筒</li> <li>○ 配管点検升用蓋 直径 15cm、30cm</li> <li>○ マンホール蓋 直径 45cm、60cm</li> </ul> <p>■その他■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ポータブル発電機</li> <li>○ 水中ポンプ</li> <li>○ 自給式ポンプ</li> <li>○ 電動ドリル</li> <li>○ コンクリートブレーカ</li> <li>○ コードリール</li> <li>○ 換気用ファン</li> <li>○ 赤外線ランプ</li> <li>○ 懐中電灯、乾電池</li> <li>○ 水道ホース、止め具</li> <li>○ カメラ</li> <li>○ 他</li> </ul>

なお、手持ちの工具や資材のみでは十分な対応が不可能な場合は、後日あらためて「応急処置」を行う。

### c) 「詳細確認」ならびに「応急処置」に関する評価

#### ・判断基準

「詳細確認」ならびに「応急処置」の実施後、その浄化槽の使用の可否について、作業担当者が下記の3段階で判断を行う。

- [1] 軽微な被害が認められたものの、既に処置を施したため、**通常通りの使用が可能**とする。
- [2] 被害が認められ、応急処置は実施したものの、根本的な解決には**大規模な復旧工事を必要**とする。当面深刻な事故発生の恐れは認められないため、**暫定的な使用は可能**とする。
- [3] 応急処置のみならず、大規模な復旧工事が必要であり、深刻な事故発生の恐れがあるため、**使用不可**とする。

上記のうち、[2]の**暫定的な使用を可能とする際の具体的な判断基準**については、原則的に「状況確認」の場合と同様に、**下記の3点を全て満足**することとする。

- ・ ブロワ等の漏電により火災が発生しないこと。なお、漏電防止のためにブロワを

停止する場合も、暫定的な使用は可能とみなす。

- 流入水や槽内水が漏水あるいは溢水しないこと。
- 消毒が行われていること。

ただし、臭気や放流管からの漏水等により、生活上の支障あるいは周辺住民からの苦情等、ある程度まで問題が発展した場合は、浄化槽の暫定使用は一時休止とし、再度必要な「応急処置」を実施するか、「復旧工事」を早急に進めることが望ましい。

### (3) 災害復旧・復興

#### 1) 災害復旧・復興における連携体制

本節では、図3-3-3に示したCの段階、すなわち工事業者による「復旧工事」が行われた際の情報伝達を中心に述べる。

「応急処置」を実施しても、被災前と同様な機能の回復には大規模な改修が必要と判断された場合、浄化槽工事業者が「復旧工事」を実施する。「復旧工事」の結果に関する浄化槽関係者における情報伝達ならびにその活用は、概ね表3-3-9、表3-3-10、図3-3-9、図3-3-10のように想定される。

表3-3-9 災害復旧・復興において指定検査機関が他主体に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	①	保守点検業者、清掃業者、工事業者より得られた <b>浄化槽被害の情報</b> (表3-3-10③~⑤)について <b>整理し、地方公共団体および浄化槽業界団体と共有</b> する。
	②	被災後の法定検査について、平常使用に復旧した浄化槽については、「応急処置」や「復旧工事」等、復旧に向けた取り組みの結果を相互に確認するため、これらに携わった浄化槽業界団体、保守点検業者、清掃業者、工事業者に対しても <b>法定検査の結果を共有</b> する。

表3-3-10 災害復旧・復興において他主体が指定検査機関に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	③	保守点検業者は「 <b>応急処置</b> 」を行った場合、その内容を指定検査機関に報告する。
	④	清掃業者は、清掃の結果、初めて <b>槽内の破損状況等</b> が明らかとなった場合には、その状況について適宜写真を撮影し、指定検査機関等に報告する。
	⑤	工事業者は「 <b>復旧工事</b> 」が実施された後、その内容について、指定検査機関に報告する。

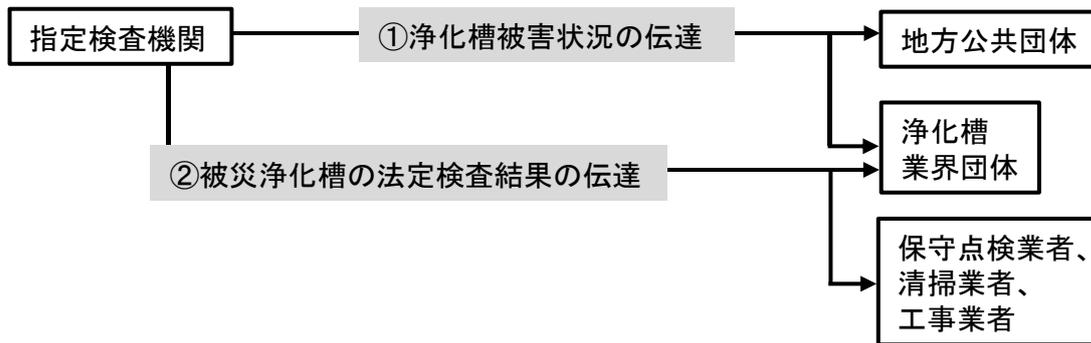


図 3-3-9 災害復旧・復興において指定検査機関が働きかける主体と検討項目の概要（①、②は表 3-3-9 対応）

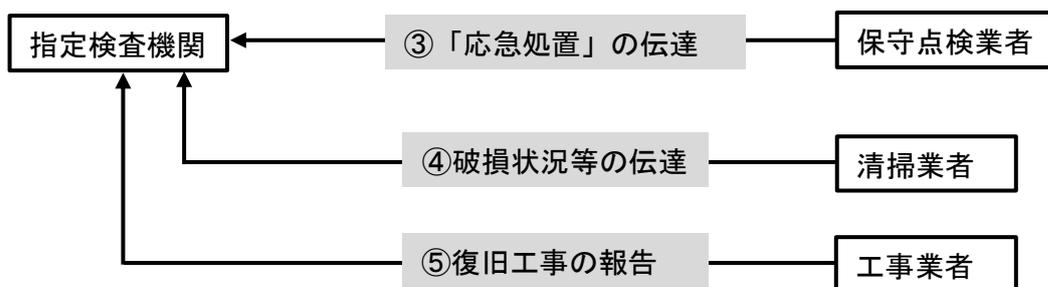


図 3-3-10 災害復旧・復興において指定検査機関に働きかける主体と検討項目の概要（③～⑤は表 3-3-10 対応）

## 2) 被災後の保守点検、清掃、法定検査における留意事項

「復旧工事」を実施するまでの暫定使用期間において、被災した浄化槽の保守点検、清掃、法定検査を実施する可能性がある。これらにおける留意事項を以下に示す。

### a) 被災後の保守点検における留意事項

指定検査機関は、保守点検業者より「応急処置」の内容の報告を受け、情報の共有と活用を図る。

### b) 被災後の清掃における留意事項

指定検査機関は、清掃業者より槽内の破損状況等の報告を受けた場合、被害情報を整理した後、「詳細確認」と同様に共有と活用を図る。

### c) 被災後の法定検査の取り扱いにおける留意事項

発生した災害の規模により、浄化槽法で義務付けられている**法定検査の受検が、時期的、経済的に困難となる場合が想定**される。このような場合、**検査時期を延期する等、柔軟に対応**する。